

うらほろアンバサダー設置要綱

(目的)

第1条 浦幌町を積極的に応援し、情報発信しようとする者を委嘱し、町の魅力を広く町内外に発信することで、知名度及びイメージの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 うらほろアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）とは、本町を応援する大使として、町から提供される観光情報等を基に、町内外に広く情報発信する者をいう。

(活動)

第3条 アンバサダーは、それぞれの居住地、職域において、機会あるごとに町を紹介することに努めるとともに、町への積極的な提言を行うものとする。

(委嘱)

第4条 アンバサダーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、本人の同意を得て町長が委嘱する。

- (1) 本町出身者又は本町にゆかりのある者で、経済、文化、教育、芸術、スポーツ、芸能等のさまざまな分野において活躍している者
- (2) その他町長が特に適任と認める者

(任期)

第5条 アンバサダーの任期は設けない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) アンバサダーから辞任の申出があったとき。
- (2) アンバサダーとして、ふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため、活動を行うことができないとき。

(報酬等)

第6条 アンバサダーに対する報酬は、支給しない。

2 町長は、アンバサダーの活動を支援するため、次の各号に掲げるものを提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 町の広報誌及びその他刊行物、行事等の情報
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

3 町からの依頼による活動遂行のため、町長が必要と認める経費については、予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第7条 アンバサダーに関する庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。